

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山中央福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(常勤役員の報酬)

第2条 法人は、常勤理事長、副理事長及び常勤理事、常勤監事に対して別表1を基準として報酬を支給する。

2 前項の報酬額は、毎年度定時評議員会で決定する。

(非常勤役員の報酬)

第3条 法人の非常勤役員に対して報酬を支給する。

2 監事が年2回の法人内監査に立ち会う場合は、1回1万円の日当を支給する。

3 前項の報酬の額は、毎年度定時評議員会で決定する。

(支給日)

第4条 理事長及び副理事長、常勤監事の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

2 法人の役員報酬は、毎年6月に支給する

(費用弁償)

第5条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席する場合には、交通費を支給する。ただし、役員が理事長、常勤監事及び職員である場合は、これを支給しない。

2 役員等が業務のために出張をした場合の日当及び旅費は、岡山中央福社会旅費規定に準ずる。

(会議手当)

第6条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席する場合には、1回2,000円を支給する。ただし、役員が理事長、常勤監事及び職員である場合は、これを支給しない。

第7条 この規定の改正は、評議員会の議決を要する。

付則

この規程は、平成18年11月11日から施工する。

改正 平成20年12月26日

改正 平成23年 1月 1日

別表2改正 平成28年 9月 1日

改正 平成29年 1月 1日

改正 平成29年 6月 1日

改正 平成29年11月 1日

別表 1

① 常勤理事長報酬 副理事長報酬		別表 2 の通りとする 月額 5 万円
② 常勤監事報酬		月額 10 万円
③ 常勤役員報酬 (役員手当)	常勤理事	月額 10 万円
④ 非常勤理事報酬		年間 1 万円

別表 2			
理事長給与表			
号俸	本俸	役員手当	基本給額
1	¥285,000	¥120,000	¥405,000
2	¥293,400	¥120,000	¥413,400
3	¥301,800	¥120,000	¥421,800
4	¥310,200	¥120,000	¥430,200
5	¥318,600	¥120,000	¥438,600
6	¥327,000	¥120,000	¥447,000
7	¥335,400	¥120,000	¥455,400
8	¥343,800	¥120,000	¥463,800
9	¥352,200	¥120,000	¥472,200
10	¥360,600	¥120,000	¥480,600
11	¥368,500	¥120,000	¥488,500
12	¥376,300	¥120,000	¥496,300
13	¥384,200	¥120,000	¥504,200
14	¥392,100	¥120,000	¥512,100
15	¥400,000	¥120,000	¥520,000
16	¥407,800	¥120,000	¥527,800
17	¥415,700	¥120,000	¥535,700
18	¥423,600	¥120,000	¥543,600
19	¥431,500	¥120,000	¥551,500
20	¥439,300	¥120,000	¥559,300
21	¥446,700	¥120,000	¥566,700
22	¥454,000	¥120,000	¥574,000
23	¥461,400	¥120,000	¥581,400
24	¥468,700	¥120,000	¥588,700
25	¥476,100	¥120,000	¥596,100
26	¥483,400	¥120,000	¥603,400
27	¥490,800	¥120,000	¥610,800
28	¥498,100	¥120,000	¥618,100
29	¥505,500	¥120,000	¥625,500
30	¥512,800	¥120,000	¥632,800